

# 取引説明書(LION CFD(証券)個人のお客様用)対比表

2026年6月15日

(青文字部分が追加箇所)

現 行	変 更 後
<p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) 契約締結前交付書面をお読みください。</p> <p>(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。</p> <p>(3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。</p> <p>ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの</p> <p>イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの</p> <p>ウ. 専用フォーム</p> <p>エ. 添付メール</p> <p>オ. 郵送</p> <p>カ. FAX</p> <p>(4) 当社における口座開設の可否を審査の上、「LION CFD(証券)」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記(3)ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p> <p>※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下のようなものとなります。</p> <p>①運転免許証(運転経歴証明書)②各種健康保険証(記号・番号・保険者番号・QR コードは判読できないように塗りつぶしてください。)③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書⑥パスポート(2020年2月4日以降に申請されたものは所持人記入欄が存在しないためご利用できません。)⑦個人番号カード(表面)⑧年金手帳(基礎年金番号は判読できないように塗りつぶしてください。)等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。</p> <p>※個人番号を確認できる書面とは、通知カード(氏名および住所が住民票に記載された内容と同一である場合に限る。)、個人番号が記載された住民票、個人番号カード(裏面)をいいます。</p>	<p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) 契約締結前交付書面をお読みください。</p> <p>(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。</p> <p>(3) 当社まで本人確認書類および個人番号を確認できる書面を以下のいずれかの方法でお送りいただきます。</p> <p>ア. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホの方法によるもの</p> <p>イ. 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 1 号トの方法によるもの</p> <p>ウ. 専用フォーム</p> <p>エ. 添付メール</p> <p>オ. 郵送</p> <p>カ. FAX</p> <p>(4) 当社における口座開設の可否を審査の上、「LION CFD(証券)」口座専用のユーザーID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。なお、上記(3)ア. またはイ. の方法による場合、原則として、ユーザーID、パスワードをメールにてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がおお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p> <p>※本人確認書類とは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた以下のようなものとなります。</p> <p>①運転免許証(運転経歴証明書)②<del>各種健康保険証(記号・番号・保険者番号・QR コードは判読できないように塗りつぶしてください。)</del>資格確認書③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カード(特定在留カード)または特別永住者証明書(特定特別永住者証明書)⑥パスポート(2020年2月4日以降に申請されたものは所持人記入欄が存在しないためご利用できません。)⑦個人番号カード(表面)⑧<del>年金手帳(基礎年金番号は判読できないように塗りつぶしてください。)</del>等をいいます。住所・氏名・生年月日が確認でき、③④は発行から6ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。</p> <p>※個人番号を確認できる書面とは、通知カード(氏名および住所が住民票に記載された内容と同一である場合に限る。)、個人番号が記載された住民票、個人番号カード(裏面)をいいます。</p>
44. 税金	44. 税金

<p>個人のお客様が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金(売買差損益金および各調整額による損益)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭商品 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p>	<p>個人のお客様が行った店頭商品 CFD 取引で発生した益金(売買差損益金および各調整額による損益)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。当社は、法令に基づきお客様に店頭商品 CFD 取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、所轄の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>※復興特別所得税は、<del>平成25</del>2013年から<del>平成49</del>2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。</p>
2025年4月28日現在	2026年6月15日現在